

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件

福島国民年金 事案 628

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私の母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料の過年度納付が可能である上、申立人の母が記憶している納付方法及び納付場所は、具体的であるとともに、過年度納付のそれらと一致する。

また、申立人の父については、申立期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人についても、申立期間の国民年金保険料が過年度納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 632

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、納付書により、銀行で国民年金保険料を一括で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回、適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人に係る国民年金被保険者資格取得受付年月日は、昭和 62 年 4 月 1 日であることが確認できるところ、この時点において、申立期間の国民年金保険料の現年度納付が可能である上、申立人が、1 年分を一括で納付したと思うと述べていることを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月及び平成3年12月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月
② 平成3年12月から4年3月まで

私の国民年金保険料は、父が納付していたが、申立期間①の1か月だけが未納となっていることに納得できない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、納付していたにもかかわらず、平成21年になってから還付され未納とされたことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間である上、申立人は、申立期間①を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間①直前の5か月の国民年金保険料が過年度納付、直後の1か月の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることを踏まえ、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①については、納付済みと記録されていることが確認できる。

申立期間②については、申立期間②を含む平成3年度の国民年金保険料については、当初、オンライン記録には、前納と記録されていたところ、平成21年9月に申立人の船員保険被保険者期間（平成3年11月12日から同年12月1日までの期間及び同年12月3日から同年12月20日までの期間）と国民年金被保険者期間に係る記録が統合されたことに伴い、「他制度の年金加入

期間の判明により、国民年金保険料を前納していた期間に資格得喪の記録が追加された場合、前納された国民年金保険料で、納付期限が経過したものは過誤納として還付する。」とする社会保険事務所（当時）の前納保険料に係る取扱いにより、21年12月になって申立期間②の国民年金保険料は還付されている。

しかしながら、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付し、これが長期間国庫金歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の被保険者期間を確認する過程で、前述の前納保険料に係る取扱いを理由として、申立期間②の国民年金保険料を還付し未納とする取扱いは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、父が家族の分と一緒に町内の納税組合を通じて納付していた。両親については、申立期間の国民年金保険料は納付となっているにもかかわらず、私の国民年金保険料が未納とされているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、申立人の父が家族の分と一緒に納税組合を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の両親は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、A 市が保管する資料によれば、申立人が申立期間に居住していた町内には納税組合が存在していたことが確認できることを踏まえると、申立人の父は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、私がA銀行で納付していたと思う。
私は、国民年金保険料を滞納した記憶は無く、未納期間があるのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて年度内に納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回、適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後において申立人の生活状況に大きな変化はうかがえないことを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年4月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年4月16日まで

私は、昭和18年4月に同僚4人と共にA社B製造所に入社したが、勤務していた同社同製造所が20年*月*日の空襲によって罹災し閉鎖されたため、空襲の翌日に実家に戻った。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票によれば、申立人は、昭和18年4月1日にA社B製造所において被保険者資格を取得したことが認められる上、申立人は、20年*月*日の空襲によって同社同製造所が罹災し閉鎖されたので、その翌日に実家に戻ったと具体的に述べており、空襲の日付は文献の内容とも一致していることから、申立人は、申立期間において、同社同製造所に勤務していたものと認められる。

また、前述のとおり、申立人のA社B製造所における被保険者資格取得日は、被保険者台帳索引票により確認できるものの、同社同製造所に係る被保険者名簿は無く、申立人の被保険者台帳においても資格喪失日は確認できない。

一方、前述の被保険者台帳索引票によれば、申立人がA社B製造所で一緒

に勤務していたと記憶している同僚4人及び国民学校の同窓で同社C工場に配属された一人についても、申立人と同様、厚生年金保険手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、同社B製造所に勤務していたとする同僚4人のうちの一人の手帳記号番号は、ほかの被保険者と重複して付番されている上、別の同僚については、同社同製造所ではなく別の事業所において被保険者資格を取得した記録となっているなど、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、A社B製造所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人が同社同製造所を退職したと認められる日の翌日の20年4月16日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年11月1日から13年7月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年1月21日から18年12月21日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年11月28日
④ 平成16年7月31日
⑤ 平成16年11月30日
⑥ 平成17年7月29日
⑦ 平成17年11月30日
⑧ 平成18年7月20日
⑨ 平成18年11月30日

私がA社に勤務した申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料額と実際に控除された厚生年金保険料額が相違していると思われるので、正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額並びに申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人及びA社から提出された給与支給明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成12年11月から13年6月までの期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが妥当である。

また、前述の給与支給明細書等の資料により、申立期間①のうち、i)平成11年1月及び同年2月については、厚生年金保険料が控除されていないこと、ii)同年3月から12年9月までの期間、13年7月から同年9月までの期間及び同年11月から18年11月までの期間については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていること、iii)12年10月及び13年10月については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていること、また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、オンライン記録で確認できる標準賞与額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準賞与額及び賞与額に見合う標準賞与額と同額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が、A社が加入するB厚生年金基金の記録と一致していることから、事業主は、前述の給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月15日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

私の平成18年12月15日に支給された賞与について、A社が誤った支払額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る給与明細書の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の給与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額又は申立人の賞与額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月15日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、21万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

私の平成18年12月15日に支給された賞与について、A社が誤った支払額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る給与明細書の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の給与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額又は申立人の賞与額から、21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月15日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

私の平成18年12月15日に支給された賞与について、A社が誤った支払額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る給与明細書の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の給与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額又は申立人の賞与額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月15日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

私の平成18年12月15日に支給された賞与について、A社が誤った支払額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る給与明細書の写しから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の給与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額又は申立人の賞与額から、15万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年1月から同年6月までの期間は53万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年10月26日まで
私がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が8万円となっているが、当時の給与額と相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、平成3年1月から同年6月までの期間は53万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年10月26日）の後の4年12月10日付けで、3年1月1日に遡^{そきゅう}及して8万円に減額訂正されていることが確認できる上、同僚39人の標準報酬月額の記録も、申立人と同様に4年12月10日付けで遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理には関与していないと述べており、このことについて、複数の同僚は、申立人は社会保険事務には関与していなかった旨を述べていることから、申立人が前述の減額訂正に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会

保険事務所に当初届け出た、平成3年1月から同年6月までの期間は53万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
オンライン記録では、私が A 社に勤務していた申立期間について、脱退
手当金が支給されたことになっている。
脱退手当金という言葉も知らなかったし、支給された記憶も無いので、
脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある別の被保険者期間（20 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなく国民年金に加入し、60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間当時、A社C支店から同社D支店に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社(本社)作成の継続勤務証明書、身上書兼役職員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和54年4月1日にA社C支店(厚生年金保険の適用事業所としては、A社B支店)から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年2月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年3月まで

「ねんきん特別便」によれば、申立期間は申請免除（全額免除）となっているが、申立期間の国民年金保険料については、私の母が毎月A市（現在は、B市）の窓口で納付しており、私も母も申請免除の手続を行った記憶は無い。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母が毎月A市の窓口で納付していたと述べているところ、申立人から提出された「平成12年度国民年金保険料納付案内書」の領収書には、領収日付印が押されていない。

また、A市が作成した国民年金被保険者台帳には、申立期間は申請免除期間と記録されており、オンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、申立人は、自分も母も申請免除の手続を行った記憶は無いと述べているところ、B市では、資料の保存期限が経過していることから当時の資料は廃棄したとしている上、当時のA市の担当者に照会しても、申立てに係る事実を確認することはできず、当時の状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月

A市に勤務する私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても確認できない上、A市の国民年金保険料納付記録データにおいても、申立人の申立期間に係る国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父の記憶は定かでないことから、当時の状況は確認できず、不明である。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 631

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 59 年 3 月まで
申立期間当時、私は大学生であり、亡くなった私の父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても確認できず、申立期間当時、申立人が居住していた A 市及び B 市にも、申立人の国民年金の加入記録は確認できない上、申立人から提出された年金手帳には、厚生年金保険以外の記録は無いことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の状況は確認できず、不明である。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月
② 平成8年12月

私は、平成8年9月及び同年12月に厚生年金保険から国民年金への切替手続をA町役場で行った。納付書は1か月後くらいに届き、国民年金保険料は、私か妻が、同町役場か金融機関のいずれかで税金と一緒に納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続をA町役場で行ったと述べているところ、申立人が所持する年金手帳には、切替手続に伴う資格得喪の記録が複数回記載されていることが確認できるものの、申立期間の記録は確認できない上、オンライン記録においても、申立期間はいずれも未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付場所及び納付金額等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から 15 年 3 月まで

私は、学生納付特例の承認を受けていた平成 12 年度、13 年度及び 14 年度の国民年金保険料について、古い時期の分から順に、平成 16 年 10 月ごろ以降に当時居住していた A 県 B 市にある C 郵便局で追納した。

しかし、平成 20 年の夏ごろに、D 社会保険事務所（当時）から、「平成 14 年度分の国民年金保険料が追納されていないので、追納してほしい。」旨の文書通知があり、21 年 3 月に再度、追納した。

確かに C 郵便局で追納した記憶があり、このままでは重複して納付したことになるので、申立期間の国民年金保険料を返還してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である平成 14 年度の国民年金保険料について、1 回目は平成 16 年 10 月以降に、さらに、2 回目は 21 年 3 月にそれぞれ追納したと述べているところ、オンライン記録によれば、2 回目の追納は確認できるものの 1 回目の追納は確認できない。

また、申立人は、平成 16 年 10 月ごろから、平成 12 年度、13 年度及び申立期間である 14 年度の分の順に C 郵便局で追納したと述べているところ、当該期間に係る領収済通知書によれば、12 年度の国民年金保険料は 16 年 10 月 12 日に、13 年度の国民年金保険料は 17 年 4 月 12 日に、それぞれ追納されていることが確認できるものの、14 年度の追納は確認できない。

さらに、申立人から提出された郵便貯金通帳によれば、追納されている平成 12 年度及び 13 年度の国民年金保険料に相当する金額が追納日に口座から引き出されていることが確認できるものの、14 年度の追納に係るとみられる金額の口座からの引き出しは確認できない。

加えて、申立人が、申立期間について重複して国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が重複して納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 9 月までの期間、15 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 16 年 4 月から同年 9 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成 15 年 4 月から同年 9 月まで
③ 平成 16 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間は、農業者年金の被保険者期間であるため、国民年金の付加年金に強制加入することとなっていたはずだが、私の年金記録では、定額保険料のみ納付したことになっている。

貯金通帳により、定額保険料のみが口座振替されたことが確認できるため、付加保険料を納付していないことは認めるが、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続時や、平成 17 年 4 月に社会保険事務所（当時）及び A 村に対し付加保険料についての記録がおかしいと私が主張した時に、行政側で付加保険料の納付勧奨等を行わなかったのだから、今からでも付加保険料を納付できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する貯金通帳に記録されている国民年金保険料の口座振替額は、定額保険料に相当する金額であり、申立人自身も、付加保険料を納付していなかったことを認めている。

また、付加年金への加入手続は、農業者年金の加入者自身が行う必要があるところ、申立期間に係る付加年金への加入手続を行ったかどうかについての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、行政機関の事務処理上の^{かし}瑕疵を理由として、現在は時効により納付できない付加保険料の納付を可能とする措置を求めているところ、当委員会は、当時納付されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当時の行政機関の事務処理の^{かし}瑕疵の有無や納付を可能とする措置の必要性などについて判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月18日から10年10月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務しており、精算書には、社会保険・労働保険料に係る記載があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された精算書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」には、平成元年9月18日喪失、10年10月1日取得と記載されており、当該記録は、同社が加入するB厚生年金基金から提出された加入員台帳の記録及びオンライン記録とも一致している上、同社から提出された給与明細書及び給与賞与明細書によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、精算書には、社会保険・労働保険料に係る記載があるので、厚生年金保険料を控除されていたはずであると述べているところ、申立人から提出された精算書に記載されている「社会保険労働保険」欄の金額について、A社では、「社会保険料は含まれておらず労働保険料のみの金額である。」としており、申立人から提出された申立期間（平成2年を除く。）に係る給与所得の源泉徴収票及び年末調整通知書に記載されている社会保険料等の金額は、同社から提出された給与明細書等に記載されている雇用保険料の年間合計額と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 64 年 1 月 4 日から平成元年 9 月 18 日まで
② 平成 10 年 10 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで
③ 平成 16 年 8 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 21 日

私は、A社に勤務していた申立期間について、給与明細書、給与賞与明細書及び給与賞与支給明細書では厚生年金保険料として、精算書及び覚書では社会保険・労働保険料として、重複して厚生年金保険料を控除されているので、実際に控除された金額に基づく標準報酬月額及び標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びA社から提出された給与明細書及び給与賞与支給明細書によれば、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっている期間があるものの、厚生年金保険料については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていることが確認できる。

また、併せて申立人から提出された平成元年に係る「給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の合計額と一致している上、オンライン記録上の標準報酬月額の記録は、A社が加入するB厚生年金基金の記録とも一致している。

申立期間②については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又

は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えている場合に記録を訂正することとなるところ、申立人及びA社から提出された給与賞与明細書及び給与賞与支払明細書によれば、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、併せて申立人から提出された平成11年から17年までの期間（平成14年を除く）に係る「給与所得の源泉徴収票」及び10年に係る「年末調整通知書」に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の合計額と一致している上、オンライン記録上の標準報酬月額の記録は、A社が加入するB厚生年金基金の記録とも一致している。

申立期間③及び④については、申立人及びA社から提出された給与明細書及び給与賞与支給明細書によれば、賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており厚生年金保険料についても、オンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料額が控除されていることが確認できる。

なお、申立人が、前述の給与明細書等以外にも、A社が発行した精算書及び覚書があり、重複して厚生年金保険料が控除されていると述べていることについて、同社では、「社会保険及び労働保険料については、給与明細書には各自負担分が、精算書及び覚書には各自負担分と会社負担分の合計額が記載されている。精算書及び覚書に関しては申立人と会社が合意の上、内容等が決められたと認識しているものの、当時の資料が無く、実際に申立人の給与から重複して厚生年金保険料が控除されたかどうかは不明である。」としている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 15 日から同年 11 月 9 日まで

私の船員手帳には、昭和 31 年 9 月 15 日から同年 12 月 8 日まで A 社の船舶に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録は同年 11 月 9 日から同年 12 月 15 日までの期間のみで、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の記録により、申立人は、申立期間において、A 社の船舶に通信士として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る船員保険の適用について確認することはできない上、A 社の船舶に係る船員保険被保険者名簿により申立期間に船員保険被保険者記録がある複数の同僚に照会しても、申立人を記憶する者はいない。

また、A 社の船舶に通信士として乗船していた申立人の前任者は、「当時の船員保険の加入記録は、船員手帳の雇入日と一致しているわけではなかったと思う。私は、昭和 31 年 4 月末から同年 9 月 15 日まで A 社の船舶に乗船した。」と述べているところ、当該前任者の被保険者期間は、昭和 31 年 8 月 20 日から同年 9 月 15 日までの期間であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿に記載されている資格取得日及び喪失日は、申立人の船員保険被保険者台帳の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間の同僚及び申立期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
私が A 社に従業員として勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は平成 5 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び経理担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、A 社において、申立人が自分と同職種と記憶している同僚は、「当時、私は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった。」と述べている上、別の複数の同僚は、「会社では、厚生年金保険に加入していない従業員もいた。」と述べている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も見当たらない上、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、A社に昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 8 月末まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において申立人と同日の昭和 37 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 8 人に照会したところ、当該同僚は、それぞれの入社日について、資格取得日より前の 34 年 4 月、35 年 4 月又は 37 年 4 月であると回答していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれることに加え、当該同僚のうち一人は、「私が以前に申立人及びほかの同僚と会ったときに、私を含め全員が昭和 37 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していたことが分かったので、A社では、そのころに対象者をまとめて厚生年金保険に加入させたのではないかと思う。」と述べている。

また、A社の継承事業所であるB社に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
② 昭和 55 年 5 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間は 54 年 7 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までの期間だけである。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社における複数の同僚の記憶から、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社は、昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①当時、適用事業所となっていないことが確認でき、同僚も、「会社が厚生年金保険に加入したのは昭和 54 年 7 月 1 日だった。」と述べている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、引き続き A 社に勤務していたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間②のうち昭和 57 年 1 月 5 日から同年 9 月 28 日までの期間については、同社とは別の事業所で厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、同僚に照会しても、申立人の A 社における退社日を特定することができない。

また、オンライン記録によれば、A 社は、昭和 58 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなっており、申立期間②には適用事業所となっていない期間も含ま

れている上、同年4月から61年3月までの期間については、申立人に係る国民年金保険料の申請免除の記録が確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、複数の同僚に照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 29 日から 51 年 12 月 30 日まで
申立期間について、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答をもらったが、私は、A社又は同社と事業主が同じB社のC営業所長として継続して勤務していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社における複数の同僚の記憶から、申立人は、両事業所に勤務していたことは推認できるものの、昭和 52 年 2 月 26 日にB社において被保険者資格を喪失した同僚は、「申立人は、自分が退職する 1 年前に退職していた。」と述べている上、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、51 年 3 月 19 日にC市からD市に住所を変更していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A社は、昭和 49 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B社は、50 年 4 月 1 日に適用事業所となったことが確認できることから、申立期間には両事業所が適用事業所となっていない期間も含まれている。

さらに、B社の複数の同僚は、「B社では、昭和 51 年 8 月までは役員と女子事務員だけが厚生年金保険に加入しており、営業職の従業員が加入するようになったのは同年 9 月以降だった。」と述べていることに加え、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間のうち、同社が適用事業所であった昭和 50 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

加えて、A社及びB社の当時の事業主は既に死亡しており、その妻も、「申立期間当時の会社の関係資料は残っておらず、社会保険事務にも関与していなかったので分からない。」と述べており、申立人の申立期間に係る厚

生年金保険の適用について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成 13 年 4 月 1 日となっているが、私は同社から派遣社員として B 社に派遣され、申立期間を含む 12 年 9 月 25 日から 13 年 6 月 30 日まで勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の継承事業所である C 社から提出された賃金台帳によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「平成 13 年 3 月ごろに、A 社から、健康保険証を更新するので一度返納するように求められたので返納した。その後、再度受け取った記憶は無い。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月ごろから 39 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月ごろから同年 7 月ごろまで

私は、申立期間①にはA社に、申立期間②にはB社にそれぞれ勤務していた。いずれの事業所でも厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①のうち昭和 36 年 5 月 30 日から 39 年 9 月 1 日までの期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、入社日と資格取得日は一致していないと述べている上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち 2 人については、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A社の当時の事業主は既に死亡している上、申立期間①に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 5 月 1 日であり、申立期間②には、同社が適用事業所となっていない期間も含まれている。

また、雇用保険の受給記録によれば、申立人は、申立期間②のうち、昭和

41 年4月から同年6月までの期間について、雇用保険の失業給付金を受給していることが確認できる。

さらに、B社の当時の事業主は既に死亡している上、申立期間②に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 7 月 1 日に A 社に営業課長として入社した。

同社では、官公庁などを相手に営業活動を行っており、52 年 5 月 31 日に退社するまで継続して勤務していた。同社を退職時に健康保険証を返納した記憶もあるので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社における同僚の記憶及び当時の勤務実態に係る申立人の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「当時、従業員を厚生年金保険に加入させるか否かは事業主が恣意的に決定していた。」と述べているところ、申立人が記憶する同僚 5 人のうち 2 人については、A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、申立期間当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月ごろから 47 年 5 月ごろまで
② 昭和 48 年 4 月ごろから 49 年 3 月ごろまで
③ 昭和 54 年 3 月ごろから 56 年 2 月ごろまで

申立期間①には、友人の紹介により正社員としてA社に勤務し、申立期間②には、正社員としてB社のC班に所属し、申立期間③には、正社員としてD社で作業に従事したが、いずれの期間も厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、当時、健康保険被保険者証を所持していた記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

調査の上、申立期間①、②及び③について、被保険者であったことをと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、正社員としてA社に勤務していたと述べているところ、当時、同社で事務補助を担当していた者は、「当社では、古くから付き合いのある者以外は日雇労働者として雇用しており、日雇労働者は、E健康保険組合には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べている。

また、申立人の記憶する4人の同僚のいずれも、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は既に解散し、事業主も平成11年に死亡している上、申立期間①に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、F県G市が保管する年度別納付者リストによれば、申立人は、申立期間①のうち昭和46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付したことが確認できる。

申立期間②については、同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、B社のC班に所属し、作業に従事していたことは推認できる。

しかしながら、C班班長は、「例外的に、自分を含めた4人については、B社に依頼して厚生年金保険に加入させてもらった時期があるものの、それ以外の申立人を含む者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

また、B社では、「C班は外注班（個人の請負業者）であり、当社と外注班に所属した者の間に直接の雇用関係は無かったことから、厚生年金保険は適用していなかった。ただし、C班班長が当社に厚生年金保険への加入を依頼したとしている4人については、保管している社会保険関係資料により、例外的に加入手続を行ったことが確認できる。念のため、社会保険関係資料において、申立人に係る加入手続の記録も探したが、確認できなかった。」としている。

申立期間③については、同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、D社の外注班（名称不明）に所属し、作業に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の所属した外注班が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、D社では、「申立人が所属した外注班では、班長が人を雇い入れて働かせており、当社と外注班に所属する者との間に直接雇用関係は無く、厚生年金保険は適用していなかった。」と述べており、当該外注班の班長も同様のことを述べている。

また、D社では、全従業員の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を保管しているところ、申立人に係る当該資料は確認できなかったとしている。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
オンライン記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額がいずれも 30 万円となっている。具体的な給与額は記憶していないが、いずれの期間も昇給したはずであり、このような記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 57 年 8 月の随時改定時及び 58 年 10 月の定時決定時とも 30 万円であり変更が無いこと、また、60 年 10 月の定時決定時の 32 万円から 61 年 10 月の定時決定時に 30 万円へと減額されていることについて、申立人は、これらが事実と反することを証明できる給与明細書等はないものの、毎年昇給していた時期に考え難いとして申し立てている。

しかしながら、A社では、申立期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等に係る記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A社では、「申立人は、基本給の増額により、申立期間の標準報酬月額も増額していたはずであると述べているが、標準報酬月額の決定に当たっては、基本給だけでなく、時間外賃金もその算定の対象となる。時間外

賃金の支給額は、業務の繁忙等により変動するため、基本給の増額が標準報酬月額を増額と結び付かない場合もある。また、申立人は、平成元年4月1日に管理職に昇格しており、基本給は増額したものの、時間外賃金の支給対象から外れたため、結果として標準報酬月額に変動が生じなかったものと思料する。」としているほか、複数の元経理担当者も、給与総支給額に基づく標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていた旨を述べているところ、同社の従業員に係る申立期間の標準報酬月額についてみると、複数の者の記録が、i) 昭和57年8月の随時改定時と58年10月の定時決定時とで変更が無いこと、ii) 61年10月の定時決定時の金額が60年10月の定時決定時の金額よりも減額されたことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 35 年 10 月 31 日まで
オンライン記録では、私が A 社 B 工場に勤務していた申立期間について、昭和 35 年 12 月 15 日に脱退手当金が支給されたことになっている。
しかし、私は、退職時に脱退手当金に関する説明を受けておらず、脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている 93 人の脱退手当金の支給状況を確認した結果、67 人に支給記録があり、そのうち 59 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同日に退社した同僚は、申立人と同日に支給決定がなされていることが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、ほとんどの同僚が脱退手当金を受給しており、自身も退職時に総務担当者から脱退手当金の裁定請求の意思確認を受けたこと、会社が脱退手当金の代理請求をしていたことを記憶している。」と述べている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退

手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和35年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 2 日から 45 年 10 月 16 日まで
オンライン記録では、私が A 社に勤務していた申立期間について、昭和 46 年 1 月 8 日に脱退手当金が支給されたことになっている。
しかし、当時は、脱退手当金の制度や受給手続について知らなかったもので、調査の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 1 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、脱退手当金を受給した同僚がおり、自身も退職時に総務担当者から脱退手当金の裁定請求の意思確認を受けたことを記憶している。」と述べており、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人は、A 社を退職後、国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず、昭和 47 年 4 月以降に国民年金手帳記号番号が払い出されるまで国民年金の加入手続を行っておらず、加入後にも未納期間が複数あるなど、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。